

税務・財務・会計相談！
Q&A

医療及び介護サービスに係る 消費税申告上の留意点（その1）

高橋 宏和（たかはし ひろかず）

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



医療及び介護サービスにおける資産の譲渡等に係る消費税については、消費税の導入当初より社会政策的な配慮からその多くが非課税とされてきました。その後、医療・介護サービスの分野については介護保険制度の制定等の改正が行われ、消費税の非課税範囲についても消費税法の改正や厚生労働大臣等の発する政令及び関係告示によって、詳細に規定されているところです。このため、非課税とされている取引について理解するためには、複数の関係法令の確認が必要となります。消費税の課税非課税の判定については、経理実務上特に注意を要することになります。本稿においてはその基本的理解を中心に確認してみたいと思います。

〔質問1〕

医療に係る資産の譲渡等について消費税が課税とされる取引にはどのようなものがありますか。

〔回答〕

医療サービスは消費税法上の役務の提供にあたり、診療に伴い処方される医薬品の譲渡についても資産の譲渡に該当するため、原則として消費税が課税される取引となります。しかしながら、社会政策上の配慮から消費税法六条及び別表第一第六号において、限定列挙する形で非課税の範囲が

定められています。この結果、助産と保険診療及び労働者災害補償保険や自動車損害賠償保障の支払の対象となる医療サービス及び医薬品の譲渡については、非課税取引とされています。一方で、自由診療となる医療サービス及び保険適用外とされる資産の譲渡等と地方公共団体からの受託事業等については、原則通り消費税が課税されることとなるため、非課税取引と混同せず区分経理することが適切な消費税申告の観点から重要となります。現行税制上の医療サービスのうち、消費税が課税される主な取引についてまとめると以下の【表①】の通りです。



【表① 医療分野の主な消費税課税取引】

消費税が課税される医療サービスの内容	備 考
予防接種	自由診療のため（保険給付予防接種【麻しん、百日せき、破傷風、狂犬病等】を除く）
医薬品の販売	保険診療の一環としてのものを除く
差額ベッド代	助産に係る産婦人科の差額ベッド代を除く
診断書他文書料	労災保険、公務員災害補償等の文書料を除く
健康診断及び人間ドック	自由診療のため
がん検診	自由診療のため
乳幼児健診	自由診療のため
特定健診・特定保健指導	自由診療のため
医療相談料	自由診療のため
美容外科	自由診療のため
インプラント、歯科矯正、ホワイトニング（審美歯科）	自由診療のため
保険外併用医療費の評価療養・選定療養部分	保険適用外の役務提供のため（先進医療の自己負担分、予約診療、180日超の入院、特別食等）
学校医、産業医等嘱託医収入	給与所得となるものを除く
休日診療に伴い地方公共団体から支給を受ける委嘱料等	給与所得となるものを除く
生命保険会社からの審査料	保険外の役務提供のため
不妊治療、人口妊娠中絶	自由診療のため（助産に該当せず）
柔道整復師、鍼灸師、マッサージ師の行う施術（保険適用外のもの）	保険外の役務提供のため
被保険者証を持参しない者の診療代	自由診療のため（後日被保険者証の提示を受けた場合は保険診療となり非課税）
外国人旅行者に対する医療行為の提供	自由診療のため
治験の受託手数料	保険適用外の役務提供のため

【質問2】

介護サービスに係る資産の譲渡等について消費税が課税とされる取引にはどのようなものがありますか。

【回答】

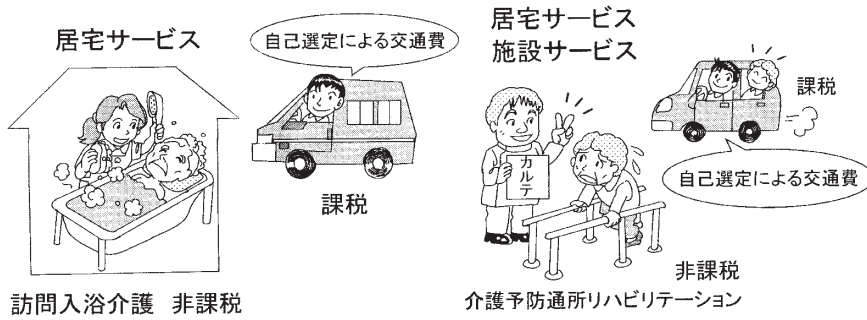
介護サービスは消費税法上の役務の提供にあたるため、原則として消費税が課税される取引となります。しかしながら、社会政策上の配慮から消費税法六条及び別表第一第七号において以下の①から③に該当する介護サービスについては非課税取引とされています。

- ① 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。）
- ② 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除きます。）
- ③ その他これらに類するものとして政令で定めるもの

ただし、特別の居室の提供その他の財務大臣が指定するものについては、非課税の対象となる資産の譲渡等から除かれており、その指定の内容をまとめると【表②から④】の通りです。

【表② 居宅サービスに係る消費税課税の取引】

該当する居宅サービス	消費税が課税されるサービスの内容
訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション	自己選定による交通費
通所介護、通所リハビリテーション	自己選定による送迎費



訪問入浴介護	自己選定による交通費 特別な浴槽水等の提供
居宅療養管理指導	交通費
短期入所生活介護 短期入所療養介護	自己選定による特別な居室費（療養室費） 自己選定による特別な食事費 自己選定による送迎費
特定施設入居者生活介護	自己選定による便宜に要する費用

介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	自己選定による特別な居室費（療養室費） 自己選定による特別な食事費 自己選定による送迎費
地域密着型特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	自己選定による便宜に要する費用

【表③ 施設サービスに係る消費税課税の取引】

該当する施設サービス	消費税が課税されるサービスの内容
指定介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護医療院サービス	自己選定による特別な居室費（療養室費） 自己選定による特別な食事費

【表④ 居宅サービス、施設サービスに類するものに係る消費税課税の取引】

該当するサービス	消費税が課税されるサービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護	自己選定による交通費
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	自己選定による送迎費
小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、介護予防小規模多機能型居宅介護	自己選定による交通費 自己選定による送迎費
介護予防訪問入浴介護	自己選定による交通費 特別な浴槽水等の提供
介護予防居宅療養管理指導	交通費
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護指定介護療養施設サービス	自己選定による特別な居室費（病室費） 自己選定による特別な食事費

〔質問3〕

県知事から特定施設入居者生活介護の認定を受けた有料老人ホームを経営する場合、利用者から受け取る負担金についての消費税の課税関係を教えてください。

〔回答〕

有料老人ホームは入居者が日常生活を営む場所ですから、入居者が支払う負担金のうち、住宅部分の貸付けの対価に相当する部分の金額については、入居者が要介護者か否かに関わらず消費税は非課税となります。また、有料老人ホームに入居している要介護者に対して、介護計画に基づいて行われる入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上必要な便宜の供与は、居宅介護サービスの支給に係る居宅サービスの一つである特定施設入居者生活介護に該当するため、消費税は非課税となります。具体的には以下の①から③の料金は消費税が非課税となります。

- ① 介護計画に基づいて提供された介護に対して支給される特定施設入居者生活介護サービス費（利用者負担額含む）
- ② サービス費支給限度額を超えて行われる特定施設入居者生活介護の費用（全額利用者負

有料老人ホーム



担)

- ③ 介護保険給付の対象から除かれている日常生活に要する費用として利用者から收受するおむつ代又は利用者の希望を確認した上で提供される歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品、シャンプー、タオル等日用品費用

なお、ここでいう「食事の介護」とは自立して食事を取ることが困難な要介護者に対して食事を取ることを手助けすることをいいます。したがって上記②の特定施設入居者生活介護における食事の提供に要する費用は、居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービスには該当しないため、有料老人ホームで食事の提供（おやつも同様）を行う場合の利用者から收受する金額は原則として消費税が課税（軽減8%）されます。また、有料老人ホームに入居している要介護者から收受する自己選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用は介護保険給付対象外のサービスであるため、原則として消費税が課税されることとなります。具体的に例示すると次の通りです。

- I 施設の人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料
- II 要介護者の希望により行われる買い物、旅行等の外出介助及び施設指定外の医療機関への通院又は入院の際の介助費用（送迎等）
- III 要介護者の希望により行われる買い物の代行で買い物先が施設の決めている範囲外の店舗の場合の代行に係る費用
- IV 施設の標準的な回数を超える入浴を行った

場合の介助に要する費用

- V 寝具の貸与
- VI 要介護者の退去時における居室清掃、カーテンクリーニング等

〔質問4〕

医療及び介護サービスに係る消費税の申告においては控除対象外消費税額が多額に発生すると聞きました。控除対象外消費税額の発生する仕組みを教えてください。

〔回答〕

消費税申告の仕組みは、課税売上に係る消費税額（収入に係る消費税等）から課税仕入に係る消費税額（仕入等の経費や固定資産等の資産に係る消費税等）を控除した金額を各事業者が申告納税するというものです。この際、課税売上高が5億円を超える場合又は課税売上割合が95%未満である場合、課税売上に係る消費税額から控除できる課税仕入に係る消費税額は課税売上に対応する金額に限られます（控除対象仕入税額）。このため、課税仕入に係る消費税額のうち、消費税額の計算上控除することができない税額が生じ、これを「控除対象外消費税額」といいます。なお、課税売上割合の計算方法は【式①】の通りです。

【式① 課税売上割合の計算方法】

$$\text{課税売上割合(\%)} = \frac{\text{課税売上(税抜)} + \text{免税売上}}{\text{課税売上(税抜)} + \text{非課税売上} + \text{免税売上}}$$

医療や介護サービスを提供する事業者にあつてはその収入の多くが非課税売上となる場合が一般的であり、消費税申告にあつては課税売上割合が相当に低いために控除対象外消費税額が多額に発生することとなります。控除対象外消費税額は消費税を支払っているにも関わらず消費税を申告する上で控除することができないため、既に事業者が最終消費者となり負担者となります。今年度からの消費税増税で控除対象外消費税額の金額の重要性も高まっています。医療並びに介護サービスを提供する事業者においてはこの控除対象外消費税額が把握できる適切な経理処理を行うことが重要であると考えます。

〔質問5〕

控除対象外消費税額が発生する場合の経理処理の方法について教えてください。

〔回答〕

消費税の経理処理の方式には「税込方式」と「税抜方式」の2通りの方法があります。

- 税込方式は消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式です。
- 税抜方式は消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式です。

この方式の経理処理は【表⑤】の通りです。

【表⑤】

取引の内容	税込方式仕訳 (単位：円)	税抜方式仕訳 (単位：円)
売上の仕訳 (9,000円 (消費税非課税)) (1,100円 (消費税課税10%))	現金9,000/売上9,000 現金1,100/売上1,100	現金9,000/売上9,000 現金1,000/売上1,000 現金100/仮受消費税等100
仕入の仕訳 (8,800円 (消費税課税10%))	仕入8,800/現金8,800	仕入8,000/現金8,000 仮払消費税等800/現金800
決算の仕訳 (課税売上割合10%のため800×10%=80円仕入税額控除し20円を申告納税)	租税公課20/未払消費税等20	仮受消費税等100/仮払消費税等800 控除対象外消費税額720/未払消費税等20
損益計算書 (事業活動計算書)	売上 10,100円 仕入 8,800円 売上総利益 1,300円 租税公課 20円 営業利益 1,280円 (サービス活動増減)	売上 10,000円 仕入 8,000円 売上総利益 2,000円 控除対象外消費税額 720円 営業利益 1,280円 (サービス活動増減)

(* 説明の便宜上仕入税額控除額の計算は一括比例配分方式によつています)

仕訳の通り、税込方式と税抜方式において最終的な利益(活動増減額)と消費税額の計算結果に相違はありません。税抜方式における利点は、控除対象外消費税額が明らかにできること及び期の途中でも仮受消費税額と仮払消費税額との差額と課税売上割合が把握でき申告納税額の見込額が常に把握できることにあり、税込方式の利点は、消費税を区分経理する必要がないという事務の簡便性にあると言えます。

課税事業者における医療及び介護サービスに係る消費税の経理処理にあつては、消費税が課税となる取引に特に注意して消費税の適切な申告納税を行うとともに税抜方式を採用することによつて控除対象外消費税額と毎月の損益を適切に把握することが可能となり、制度上不可避的に発生する消費税の負担額が可視化できるように経理処理することが重要となります。